

感染症スポット情報

中国湖北省武漢における原因不明の肺炎の発生（その3）

【ポイント】

- 1月9日、世界保健機関（WHO）は、中国当局が武漢で入院中の肺炎患者から新型コロナウイルスが特定されたとの予備的な確定を行ったことを発表しました。
- 厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。
- 最新情報を収集する等、感染予防に努めてください。

1 中国湖北省武漢における原因不明の肺炎の発生

(1) 1月9日、世界保健機関（WHO）は、中国当局が武漢で入院中の肺炎患者から新型コロナウイルスが特定されたとの予備的な確定を行ったことを発表しました。

(2) WHOは、コロナウイルスは、風邪などの重度ではない症状や、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などのより重度となる症状を引き起こすウイルスの種類であり、ヒトからヒトへ簡単に感染するものもあれば、そうでないものもある旨、また、中国当局は、このウイルスは一部の患者に重度の症状を引き起こす可能性があるが、ヒトの間では簡単に感染しないとしている、と述べています。

参考：WHOの発表（英文）

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>

2 厚生労働省の取組

厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。日本ではこれまで関連する患者の発生の報告はありませんが、帰国後にこれらの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、武漢市に滞在歴があることを申告の上、医療機関を受診するよう協力を求めています。

参考：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08787.html

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来るに備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在中国日本国大使館

住所：100600 北京市朝陽区亮馬橋東街1号

Tel：010-8531-9800 (代表)

大使館ホームページ: https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html